

関係団体の長様

長野県健康福祉部長
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準等の一部を改正する件について(通知)

このことについて、令和4年2月25日付け生食発0225第1号により、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、御了知いただくとともに、貴団体の関係者に対する周知について御配意願います。

なお、今回の改正要旨は下記のとおりです。

記

1 改正の概要

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第13条第1項の規定により、食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)に規定する次の農薬等について、別添のとおり食品中の残留基準値が改正された。

成分名	用途	備考
アルベンダゾール	寄生虫駆除剤	動物用医薬品
キャプタン	殺菌剤	農薬
シアゾファミド	殺菌剤	農薬
シペルメトリン	殺虫剤	農薬及び動物用医薬品
ゼラノール	合成ホルモン剤	動物用医薬品
ピリオフェノン	殺菌剤	農薬
フルオキサストロビン	殺菌剤	農薬
プロシミドン	殺菌剤	農薬
マンデストロビン	殺菌剤	農薬

2 適用期日

告示の日から適用される。ただし、別添通知中に記載の残留基準値のうち、基準値を引き下げる品目及び農産物で試験に供する検体が改正されたものについては、規制対象の変更も含めて、告示の日から起算して1年を経過した日から適用される。

3 運用上の注意

別添通知の別紙において、残留基準値の欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準(0.01ppm)が適用される。

長野県健康福祉部食品・生活衛生課食品衛生係
(課長)吉田 徹也 (担当)小池 允雅
電話 026-235-7155(直通)
FAX 026-232-7288
E-mail shokusei@pref.nagano.lg.jp



生食発0225第1号
令和4年2月25日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房
生活衛生・食品安全審議官
(公印省略)

食品、添加物等の規格基準等の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準等の一部を改正する件（令和4年厚生労働省告示第42号）が本日告示され、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号。以下「規格基準告示」という。）、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成12年厚生省告示第233号。以下「手続告示」という。）、食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量（平成17年厚生労働省告示第497号。以下「一律基準告示」という。）及び食品衛生法第十一条第三項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成17年厚生労働省告示第498号。以下「対象外物質告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らい願います。

記

第1 改正の概要

- 1 規格基準告示について、以下の品目に係る食品中の残留基準値を改正したこと（別紙参照）。

動物用医薬品アルベンダゾール、農薬キャプタン、農薬シアゾファミド、農薬及び動物用医薬品シペルメトリン、動物用医薬品ゼラノール、農薬ピリオフェノン、農薬フルオキサストロビン、農薬プロシミドン並びに農薬マンデストロビン

- 2 手続告示、一律基準告示及び対象外物質告示について、所要の改正を行ったこと。

第2 適用期日

1 規格基準告示の改正に伴う残留基準値の適用について

告示の日から適用すること。ただし、下表に掲げる食品の残留基準値は、告示の日から起算して1年を経過した日から適用すること。

＜告示の日から起算して1年を経過した日から適用する食品の残留基準値＞

農薬等	食品
キャプタン	マルメロ
シアゾファミド	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）
シペルメトリン	米（玄米をいう。）、そば、小豆類、えんどう、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、やまいも（長いもをいう。）、こんにゃくいも、その他のいも類、さとうきび、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ、パースニップ、パセリ、みつば、その他のせり科野菜、トマト、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、まくわうり、まくわうり（果皮を含む。）、たけのこ、えだまめ、マッシュルーム、しいたけ、その他のきのこ類、その他の野菜（ずいき及びれんこんにに限る。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、いちご、かき、バナナ、キウイー、キウイー（果皮を含む。）、アボカド、パイナップル、グアバ、パッションフルーツ、なつめやし、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね、その他のオイルシード、くり、その他のナッツ類、茶、カカオ豆、ホップ、鶏の卵及びその他の家きんの卵
ゼラノール	その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉、その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪、その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓、牛の腎臓、その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓、牛の食用部分及びその他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分

農薬等	食品
ピリオフェノン	かぼちゃ（スカッシュを含む。）、すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実及びグアバ
プロシミドン	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、みかん、みかん（外果皮を含む。）、びわ、びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）、もも、もも（果皮及び種子を含む。）、キウイー及びキウイー（果皮を含む。）
マンデストロピン	すいか、すいか（果皮を含む。）、メロン類果実、メロン類果実（果皮を含む。）、もも及びもも（果皮及び種子を含む。）

2 規制対象について

告示の日から起算して1年を経過した日から改正後の残留基準値が適用される農薬等のうち、「第3 運用上の注意」1において、残留の規制対象を変更することと示しているものについては、規制対象の変更についても同日から適用すること。

第3 運用上の注意

1 残留基準値関係

- (1) 別紙のうち残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）を適用すること。
- (2) 今回残留基準値を設定する「アルベンダゾール」とは、代謝物I【5-(プロピルスルホニル)-1H-ベンズイミダゾール-2-アミン】（塩酸酸性条件下の加水分解により代謝物Iに変換される化合物を含む。）とすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (3) 今回残留基準値を設定する「キャプタン」とは、キャプタンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (4) 今回残留基準値を設定する「シアゾファミド」とは、シアゾファミドのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (5) 今回残留基準値を設定する「シペルメトリン」とは、各異性体の和とすること。なお、改正前の残留の規制対象は、各異性体の和（シペルメトリンにはゼーターシペルメトリンが含まれること。）であること。
- (6) 「その他の野菜」に設定されているシペルメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、「その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）」として残留基準値を設定すること。
- (7) 「その他のスパイス（果実、根及び根茎を除く。）」に設定されているシペルメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除し、

「その他のスパイス」として残留基準値を設定すること。

- (8) 「乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）」に設定されているシペルメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）」及び「乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、「その他のスパイス」の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (9) 「植物油（精製したものに限る。）」に設定されているシペルメトリンの残留基準値については、現行の残留基準値を削除すること。なお、「植物油（精製したものに限る。）」で農薬が検出された場合には、当該加工品の加工工程を考慮して、原材料中の濃度に換算し、当該原材料たる食品の残留基準値への適・不適を確認すること。
- (10) 今回残留基準値を設定する「ゼラノール」とは、ゼラノールのみとすること。ゼラノールは、飼料中のカビが産生するゼアラレノンの代謝物でもあることから、食品衛生法第13条第2項又は第3項違反の判断の際には、動物用医薬品の使用履歴等について十分に確認すること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (11) 今回残留基準値を設定する「ピリオフェノン」とは、ピリオフェノンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (12) 今回残留基準値を設定する「フルオキサストロビン」とは、農産物にあってはフルオキサストロビン及び代謝物Z異性体【(Z)-{2-[6-(2-クロロフェノキシ)-5-フルオロピリミジン-4-イルオキシ]フェニル}(5,6-ジヒドロ-1,4,2-ジオキサジン-3-イル)メタノン O-メチルオキシム】をフルオキサストロビンに換算したものの和とし、畜産物にあってはフルオキサストロビン、代謝物Z異性体をフルオキサストロビンに換算したものと及び代謝物M55【6-(2-クロロフェノキシ)-5-フルオロ-4-ピリミジオール】をフルオキサストロビンに換算したものの和とすること。なお、改正前の残留の規制対象は、フルオキサストロビン及び代謝物Z異性体【(Z)-{2-[6-(2-クロロフェノキシ)-5-フルオロピリミジン-4-イルオキシ]フェニル}(5,6-ジヒドロ-1,4,2-ジオキサジン-3-イル)メタノン=O-メチルオキシム】の和であること。
- (13) 今回残留基準値を設定する「プロシミドン」とは、プロシミドンのみとすること。なお、今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。
- (14) 今回残留基準値を設定する「マンデストロビン」とは、マンデストロビン(R体)及びマンデストロビン(S体)の和とすること。なお、今回の改

正に当たり、残留の規制対象に変更はないこと。

2 その他

今般の残留基準値の設定に併せ、今後、農林水産省において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)に基づく動物用医薬品アルベンダゾールに係る承認並びに農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく農薬キャプタン、農薬シアゾファミド、農薬及び動物用医薬品シペルメトリン、農薬ピリオフェノン、農薬フルオキサストロビン、農薬プロシミドン及び農薬マンデストロビンに係る適用拡大のための変更登録が行われる予定であること。

別紙

動物用医薬品アルベンダゾール（寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.8	0.8
牛の腎臓	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.8	0.8
牛の食用部分	1	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.8	0.8
乳	0.02	0.02
魚介類（すずき目魚類に限る。）	○ 0.03	

農薬キャプタン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
小麦	2	2
とうもろこし	0.01	0.01
大豆	0.01	0.01
小豆類	1	1
えんどう	0.01	0.01
そら豆	0.01	0.01
らっかせい	0.01	0.01
その他の豆類	0.01	0.01
ばれいしょ	0.05	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.01	0.01
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.01	0.01
かぶ類の根	0.01	0.01
かぶ類の葉	0.01	0.01
西洋わさび	0.05	0.05
クレソン	0.01	0.01
はくさい	2	2
キャベツ	0.01	0.01
芽キャベツ	0.01	0.01

農薬キャプタン (続き)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ケール	0.01	0.01
こまつな	0.01	0.01
きょうな	0.01	0.01
チンゲンサイ	0.01	0.01
カリフラワー	0.01	0.01
ブロッコリー	0.01	0.01
その他のあぶらな科野菜	0.01	0.01
ごぼう	0.02	0.02
サルシフィー	0.01	0.01
アーティチョーク	0.01	0.01
チコリ	0.01	0.01
エンダイブ	0.01	0.01
しゅんぎく	0.01	0.01
レタス (サラダ菜及びちしゃを含む。)	1	1
その他のきく科野菜	0.05	0.05
たまねぎ	0.3	0.3
ねぎ (リーキを含む。)	2	2
にんにく	0.01	0.01
にら	0.01	0.01
アスパラガス	0.01	0.01
わけぎ	0.01	0.01
その他のゆり科野菜	5	5
にんじん	0.01	0.01
パースニップ	0.01	0.01
パセリ	15	15
セロリ	15	15
みつば	15	15
その他のせり科野菜	15	15
トマト	5	5
ピーマン	0.02	0.02
なす	5	5
その他のなす科野菜	0.05	0.05
きゅうり (ガーキンを含む。)	3	3
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	5	5
しろうり	10	10
すいか (果皮を含む。)	○ 3	2
メロン類果実 (果皮を含む。)	○ 20	15
まくわうり (果皮を含む。)	10	10
その他のうり科野菜	0.01	0.01

農薬キャプタン (続き)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
ほうれんそう	15	15
たけのこ	0.01	0.01
オクラ	○ 0.05	0.01
しょうが	0.3	0.3
未成熟えんどう	0.01	0.01
未成熟いんげん	0.01	0.01
えだまめ	0.01	0.01
その他の野菜	0.05	0.05
りんご	15	15
日本なし	○ 15	10
西洋なし	○ 15	10
マルメロ	● 9	10
もも (果皮及び種子を含む。)	20	20
ネクタリン	3	3
あんず (アプリコットを含む。)	5	5
すもも (プルーンを含む。)	10	10
うめ	5	5
おうとう (チェリーを含む。)	25	25
いちご	15	15
ラズベリー	20	20
ブラックベリー	0.01	0.01
ブルーベリー	20	20
クランベリー	0.01	0.01
ハックルベリー	20	20
その他のベリー類果実	0.01	0.01
ぶどう	25	25
かき	5	5
パパイヤ	5	5
パイナップル	0.7	0.7
マンゴー	5	5
その他の果実	10	10
アーモンド	0.3	0.3
くるみ	○ 0.5	
その他のスパイス (根又は根茎に限る。)	0.05	0.05
その他のハーブ	15	15
干しぶどう	50	50

農薬シアゾファミド（殺菌剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
小麦	0.05	0.05
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.1	0.1
ばれいしょ	0.05	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	0.01	
こんにゃくいも	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.3	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	25	25
かぶ類の根	0.3	0.3
かぶ類の葉	20	20
クレソン	○ 15	10
はくさい	15	15
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	15	15
こまつな	15	15
きょうな	15	15
チンゲンサイ	15	15
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	20	20
チコリ	10	10
エンダイブ	10	10
しゅんぎく	10	10
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	10	10
その他のきく科野菜	10	10
たまねぎ	2	2
ねぎ（リーキを含む。）	○ 6	2
にんにく	2	2
にら	○ 6	
わけぎ	○ 6	5
その他のゆり科野菜	○ 10	3
にんじん	0.09	0.09
みつば	10	10
トマト	2	2
ピーマン	1	1
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	10	10

農薬シアゾファミド (続き)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.7	0.7
かぼちゃ (スカッシュを含む。)	0.7	0.7
しろうり	0.1	0.1
すいか		0.05
すいか (果皮を含む。)	0.6	
メロン類果実		0.05
メロン類果実 (果皮を含む。)	0.8	
まくわうり		0.1
まくわうり (果皮を含む。)	0.1	
その他のうり科野菜	10	10
ほうれんそう	25	25
しょうが	3	3
未成熟いんげん	0.4	0.4
えだまめ	5	5
その他の野菜	10	10
みかん		0.7
みかん (外果皮を含む。)	2	
なつみかんの果実全体	2	2
レモン	5	5
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	5	5
グレープフルーツ	5	5
ライム	5	5
その他のかんきつ類果実	5	5
日本なし	0.5	0.5
もも		0.3
もも (果皮及び種子を含む。)	2	
ネクタリン	1	1
すもも (プルーンを含む。)	0.2	0.2
いちご	0.7	0.7
ぶどう	10	10
パパイヤ	0.5	0.5
その他の果実	1	1
ホップ	15	15
その他のスパイス	10	10
その他のハーブ	15	15
はちみつ	0.05	0.05

農薬及び動物用医薬品シペルメトリン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	● 0.3	0.9
小麦	○ 2	0.2
大麦	○ 2	0.5
ライ麦	○ 2	1.0
とうもろこし	○ 0.3	0.2
そば	● 0.3	0.5
その他の穀類	○ 2	1.0
大豆	0.05	0.05
小豆類	● 0.05	0.5
えんどう	● 0.05	1.0
そら豆	0.05	0.05
らっかせい	○ 0.1	0.05
その他の豆類	0.05	0.05
ばれいしょ	● 0.02	0.05
さといも類（やつがしらを含む。）	● 0.01	0.05
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いもをいう。）	● 0.01	0.05
こんにやくいも	● 0.01	0.05
その他のいも類	● 0.01	0.05
てんさい	0.1	0.1
さとうきび	● 0.2	0.3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 0.1	0.05
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 5	5.0
かぶ類の根	● 0.01	0.05
かぶ類の葉	● 0.7	1
西洋わさび	● 0.01	0.05
クレソン	● 0.7	5
はくさい	● 1	5.0
キャベツ	○ 1	1.0
芽キャベツ	○ 1	1.0
ケール	○ 6	1.0
こまつな	○ 6	5.0
きょうな	5	5
チンゲンサイ	○ 5	5.0
カリフラワー	○ 1	1.0
ブロッコリー	○ 1	1.0
その他のあぶらな科野菜	○ 6	5.0
ごぼう	● 0.3	0.5
サルシフィー	● 0.01	0.05

農薬及び動物用医薬品シペルメトリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
アーティチョーク	● 0.1	1
チコリ	● 0.7	4
エンダイブ	● 0.7	5
しゅんぎく	● 0.7	5
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	○ 2	2.0
その他のきく科野菜	○ 5	5.0
たまねぎ	● 0.05	0.1
ねぎ（リーキを含む。）	● 4	5.0
にんにく	●	0.06
にら	● 3	6.0
アスパラガス	● 0.4	0.5
わけぎ	● 1	5.0
その他のゆり科野菜	○ 6	6.0
にんじん	○ 0.1	0.05
パースニップ	● 0.01	0.05
パセリ	● 1	6
セロリ	○ 7	3
みつば	● 0.7	1
その他のせり科野菜	● 0.01	0.05
トマト	● 0.7	2.0
ピーマン	○ 2	2.0
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	○ 2	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	● 0.3	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.2	5.0
しろうり	● 0.07	0.1
すいか		2.0
すいか（果皮を含む。）	0.3	
メロン類果実		2.0
メロン類果実（果皮を含む。）	0.8	
まくわうり		0.1
まくわうり（果皮を含む。）	0.07	
その他のうり科野菜	○ 0.07	0.05
ほうれんそう	○ 5	2.0
たけのこ	●	5.0
オクラ	○ 0.5	0.2
しょうが	○ 0.2	0.03
未成熟えんどう	○ 0.7	0.05
未成熟いんげん	○ 0.7	0.5

農薬及び動物用医薬品シペルメトリン（続き）

食品名	残留基準値*	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
えだまめ	● 2	5.0
マッシュルーム	●	0.05
しいたけ	●	0.03
その他のきのこ類	●	0.5
その他の野菜	/	5.0
その他の野菜（ずいき及びれんこんを除く。）	5	/
みかん	/	2.0
みかん（外果皮を含む。）	0.7	/
なつみかんの果実全体	○ 2	2.0
レモン	○ 2	2.0
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 2	2.0
グレープフルーツ	○ 2	2.0
ライム	○ 2	2.0
その他のかんきつ類果実	○ 2	2.0
りんご	○ 2	2.0
日本なし	○ 2	2.0
西洋なし	○ 2	2.0
マルメロ	○ 2	2.0
びわ	/	2.0
びわ（果梗を除き、果皮及び種子を含む。）	2	/
もも	/	2.0
もも（果皮及び種子を含む。）	5	/
ネクタリン	○ 2	2.0
あんず（アプリコットを含む。）	○ 2	1.0
すもも（プルーンを含む。）	○ 2	1.0
うめ	○ 2	2.0
おうとう（チェリーを含む。）	○ 2	2.0
いちご	● 0.7	2.0
ラズベリー	○ 0.8	0.5
ブラックベリー	○ 0.8	0.5
ブルーベリー	○ 0.8	0.5
クランベリー	○ 0.8	0.5
ハuckleベリー	○ 0.8	0.5
その他のベリー類果実	○ 0.8	0.5
ぶどう	○ 3	2.0
かき	● 1	2.0
バナナ	●	0.03
キウイ	/	2.0
キウイ（果皮を含む。）	3	/

農薬及び動物用医薬品シペルメトリン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
パパイヤ	○ 0.5	0.01
アボカド	●	0.1
パイナップル	●	0.03
グアバ	●	0.03
マンゴー	○ 0.7	0.03
パッションフルーツ	●	0.03
なつめやし	●	0.03
その他の果実	○ 2	0.5
ひまわりの種子	● 0.1	0.2
ごまの種子	● 0.1	0.2
べにばなの種子	● 0.1	0.2
綿実	● 0.1	0.2
なたね	● 0.1	0.2
その他のオイルシード	● 0.1	0.2
ぎんなん	○ 0.05	0.03
くり	● 0.05	2.0
ペカン	0.05	0.05
アーモンド	○ 0.05	0.03
くるみ	○ 0.05	0.03
その他のナッツ類	● 0.1	0.2
茶	● 15	20
コーヒー豆	0.05	0.05
カカオ豆	●	0.03
ホップ	●	20
その他のスパイス（果実、根及び根茎を除く。）		5
その他のスパイス	5	
その他のハーブ	6	6
牛の筋肉	○ 2	0.1
豚の筋肉	○ 2	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 2	0.1
牛の脂肪	○ 2	0.2
豚の脂肪	○ 2	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 2	0.2
牛の肝臓	0.05	0.05
豚の肝臓	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.05	0.05
牛の腎臓	0.05	0.05
豚の腎臓	0.05	0.05

農薬及び動物用医薬品シペルメトリン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05
牛の食用部分	0.05	0.05
豚の食用部分	0.05	0.05
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.05	0.05
乳	○ 0.1	0.05
鶏の筋肉	○ 0.1	0.05
その他の家きんの筋肉	○ 0.1	0.05
鶏の脂肪	0.1	0.1
その他の家きんの脂肪	0.1	0.1
鶏の肝臓	0.05	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05
鶏の腎臓	0.05	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05
鶏の食用部分	0.05	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05
鶏の卵	● 0.01	0.05
その他の家きんの卵	● 0.01	0.05
魚介類（さけ目魚類に限る。）	○ 0.05	0.03
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）		0.01
魚介類（すずき目魚類に限る。）		0.01
魚介類（その他の魚類に限る。）		0.01
魚介類（貝類に限る。）		0.01
魚介類（甲殻類に限る。）		0.01
その他の魚介類		0.01
はちみつ		0.01
小麦ふすま	5	
乾燥させたその他のスパイス（果実に限る。）		0.1
乾燥させたその他のスパイス（根又は根茎に限る。）		0.2
植物油（精製したものに限る。）		0.5

動物用医薬品ゼラノール（合成ホルモン剤）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
牛の筋肉	0.002	0.002
豚の筋肉	0.002	0.002
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	● 0.002	0.02
牛の脂肪	0.002	0.002
豚の脂肪	0.002	0.002
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	● 0.002	0.02
牛の肝臓	0.01	0.01
豚の肝臓	0.002	0.002
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	● 0.01	0.02
牛の腎臓	● 0.01	0.02
豚の腎臓	0.002	0.002
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	● 0.01	0.02
牛の食用部分	● 0.01	0.02
豚の食用部分	0.002	0.002
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	● 0.01	0.02
乳	0.002	0.002
鶏の筋肉	0.002	0.002
その他の家きんの筋肉	0.002	0.002
鶏の脂肪	0.002	0.002
その他の家きんの脂肪	0.002	0.002
鶏の肝臓	0.002	0.002
その他の家きんの肝臓	0.002	0.002
鶏の腎臓	0.002	0.002
その他の家きんの腎臓	0.002	0.002
鶏の食用部分	0.002	0.002
その他の家きんの食用部分	0.002	0.002
鶏の卵	0.002	0.002
その他の家きんの卵	0.002	0.002
魚介類（さけ目魚類に限る。）	0.002	0.002
魚介類（うなぎ目魚類に限る。）	0.002	0.002
魚介類（すずき目魚類に限る。）	0.002	0.002
魚介類（その他の魚類に限る。）	0.002	0.002
魚介類（貝類に限る。）	0.002	0.002
魚介類（甲殻類に限る。）	0.002	0.002
その他の魚介類	0.002	0.002
はちみつ	0.002	0.002

農薬ピリオフェノン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	1	1
トマト	1	1
ピーマン	1	1
なす	1	1
その他のなす科野菜	○ 5	
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	● 0.6	0.7
しろうり	○ 0.2	
すいか		0.05
すいか（果皮を含む。）	0.3	
メロン類果実	● 0.07	0.2
まくわうり（果皮を含む。）	○ 0.2	
その他のうり科野菜	0.3	0.3
未成熟えんどう	2	2
りんご	1	1
日本なし	1	1
いちご	2	2
ラズベリー	0.9	0.9
ブラックベリー	0.9	0.9
ブルーベリー	2	2
クランベリー	○ 0.5	
ハックルベリー	2	2
その他のベリー類果実	2	2
ぶどう	○ 4	3
かき	○ 1	0.7
キウイー（果皮を含む。）	○ 2	
グアバ	●	2
パッションフルーツ	2	2
その他の果実	2	2
はちみつ	0.05	0.05

農薬フルオキサストロビン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	○ 0.2	
大麦	○ 0.4	
とうもろこし	○ 0.02	
その他の穀類	○ 2	
大豆	○ 0.05	
小豆類	○ 0.2	
えんどう	○ 0.2	
そら豆	○ 0.2	
その他の豆類	○ 0.2	
ばれいしょ	0.01	0.01
りんご	○ 1	
日本なし	○ 0.6	
西洋なし	○ 0.6	
いちご	2	2
ぶどう	○ 2	
なたね	○ 0.7	
牛の筋肉	○ 0.05	
豚の筋肉	○ 0.02	
牛の脂肪	○ 0.1	
豚の脂肪	○ 0.03	
牛の肝臓	○ 0.2	
豚の肝臓	○ 0.06	
牛の腎臓	○ 0.2	
豚の腎臓	○ 0.06	
牛の食用部分	○ 0.2	
豚の食用部分	○ 0.06	
乳	○ 0.03	
はちみつ	0.05	0.05

農薬プロシミドン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
小麦	0.3	0.3
大豆	○ 3	2
小豆類	○ 5	3
らっかせい	2	2
その他の豆類	2	2

農薬プロシミドン (続き)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
びわ (果梗を除き、果皮及び種子を含む。)	15	
もも		0.7
もも (果皮及び種子を含む。)	5	
ネクタリン	10	10
あんず (アプリコットを含む。)	5	5
すもも (プルーンを含む。)	0.5	0.5
うめ	10	10
おうとう (チェリーを含む。)	5	5
いちご	5	5
キウイー		0.5
キウイー (果皮を含む。)	8	
マンゴー	0.5	0.5
なたね	2	2
その他のスパイス	○ 30	25

農薬マンデストロビン (殺菌剤)

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
大豆	0.3	0.3
小豆類	0.2	0.2
えんどう	0.3	0.3
そら豆	0.3	0.3
その他の豆類	0.3	0.3
はくさい	5	5
キャベツ	5	5
ケール	40	40
こまつな	40	40
きょうな	25	25
チンゲンサイ	40	40
カリフラワー	○ 7	
ブロッコリー	○ 7	
その他のあぶらな科野菜	40	40
しゅんぎく	○ 90	50
レタス (サラダ菜及びちしやを含む。)	40	40
たまねぎ	○ 0.05	
トマト	10	10
ピーマン	○ 6	

農薬マンデストロビン（続き）

食品名	残留基準値※	残留基準値
	(改正後) ppm	(改正前) ppm
なす	2	2
その他のなす科野菜	○ 10	
きゅうり（ガーキンを含む。）	2	2
すいか		0.1
すいか（果皮を含む。）	0.7	
メロン類果実		0.05
メロン類果実（果皮を含む。）	2	
ほうれんそう	○ 0.3	
未成熟えんどう	5	5
未成熟いんげん	10	10
えだまめ	10	10
その他の野菜	10	10
りんご	5	5
日本なし	2	2
西洋なし	2	2
もも		0.2
もも（果皮及び種子を含む。）	3	
ネクタリン	5	5
あんず（アプリコットを含む。）	5	5
すもも（プルーンを含む。）	2	2
うめ	5	5
おうとう（チェリーを含む。）	5	5
いちご	○ 6	3
ぶどう	10	10
かき	3	3
なたね	0.5	0.5
茶	40	40
その他のハーブ	40	40
はちみつ	0.05	0.05

脚注

※○：令和4年2月25日適用（基準値を引き上げる品目）

●：令和5年2月25日適用（基準値を引き下げる品目）

・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米(玄米をいう。)、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズ豆を含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類(やつがしらを含む。)、かんしょ、やまいも(長いもをいう。)及びこんにやくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類(ラディッシュを含む。)の根、だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ(リーキを含む。)、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり(ガーキンを含む。)、かぼちゃ(スカッシュを含む。)、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず(アプレコットを含む。)、すもも(プルーンを含む。)、うめ、おうとう(チェリーを含む。)、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

- ・「その他の陸棲^{せい}哺乳類に属する動物」とは、陸棲^{せい}哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びびすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。

